

2019年10月21日  
商工中金

## 「令和元年台風第19号に伴う災害に関する特別相談窓口」の 開設店舗の追加について

### 1. 特別相談窓口の開設店舗の追加

商工中金は、このたびの令和元年台風第19号に伴う災害を受け、2019年10月13日(日)から36の営業店で「令和元年台風第19号に伴う災害に関する特別相談窓口」を開設していましたが、今般の被害状況を踏まえ、2019年10月21日(月)、開設店舗に千葉支店、松戸支店、浦安出張所を追加し、相談受付体制を強化いたします。

引き続き被害を受けられた中小企業の皆さまからのお借入のお申込み等に対して、懇切・丁寧かつ個別の実情に応じた迅速な対応を行ってまいります。

【特別相談窓口開設店舗】※今回追加店舗は下線で示しています。

営業店名	住 所	電話番号
盛岡支店	岩手県盛岡市中央通3-4-6	019-622-4185
仙台支店	宮城県仙台市青葉区中央2-10-30	022-225-7411
福島支店	福島県福島市三河北町1-5	024-526-1201
会津若松営業所	福島県会津若松市南千石町6-5	0242-26-2617
水戸支店	茨城県水戸市南町3-5-7	029-225-5151
宇都宮支店	栃木県宇都宮市西1-1-15	028-633-8191
足利支店	栃木県足利市通2-2751	0284-21-7131
前橋支店	群馬県前橋市本町1-1-11	027-224-8151
さいたま支店	埼玉県さいたま市浦和区岸町4-25-13	048-822-5151
熊谷支店	埼玉県熊谷市本町2-95	048-525-3751
<u>千葉支店</u>	千葉県千葉市中央区新町3-13	043-248-2345
<u>松戸支店</u>	千葉県松戸市松戸1846-2	047-365-4111
本店営業部	東京都中央区八重洲2-10-17	03-3272-6111
八王子支店	東京都八王子市横山町2-5	042-646-3131
上野支店	東京都台東区上野1-10-12	03-3834-0111
大森支店	東京都大田区大森北1-1-10	03-3763-1251
京浜島出張所	東京都大田区京浜島2-10-2	03-3799-0331
押上支店	東京都墨田区業平3-10-8	03-3624-1161
<u>浦安出張所</u>	千葉県浦安市鉄鋼通り2-1-6	047-355-8011
新宿支店	東京都新宿区西新宿1-22-2	03-3340-1551
深川支店	東京都江東区木場5-11-17	03-3642-7131
東京支店	東京都港区芝大門2-12-18	03-3437-1231
池袋支店	東京都豊島区南池袋1-21-10	03-3988-6311

# NEWS RELEASE

SHOKO CHUKIN BANK



渋谷支店	東京都渋谷区渋谷2-17-5	03-3486-6511
神田支店	東京都千代田区神田鍛冶町3-3-12	03-3254-6811
新木場支店	東京都江東区新木場1-18-6	03-5569-1711
横浜支店	神奈川県横浜市中区北仲通4-40	045-201-3952
川崎支店	神奈川県川崎市川崎区駅前本町26-4	044-244-1101
横浜西口支店	神奈川県横浜西区北幸1-11-1	045-314-3211
相模原営業所	神奈川県相模原市中央区相模原4-3-14	042-786-6230
新潟支店	新潟県新潟市中央区東大通2-4-4	025-255-5111
長岡支店	新潟県長岡市城内町1-2-10	0258-35-2121
甲府支店	山梨県甲府市中央1-6-16	055-233-1161
長野支店	長野県長野市西鶴賀町1483-11	026-234-0145
諏訪支店	長野県諏訪市大手1-14-6	0266-52-6600
松本支店	長野県松本市中央2-1-27	0263-35-6211
静岡支店	静岡県静岡市葵区追手町6-3	054-254-4131
浜松支店	静岡県浜松市中区常盤町133-1	053-454-1521
沼津支店	静岡県沼津市米山町6-5	055-920-5000

## 2. 災害復旧資金の内容

今般の災害に係るご融資の対応として、以下の通り商工中金独自の災害復旧資金の取扱いを行うとともに、既往貸付金の返済猶予についても、個々の被災事業者の実情に応じて弾力的な取扱いを行います。

資金用途	令和元年台風第19号に伴う災害により、被害を受けた皆さまが災害の復旧に伴い必要とする設備資金・運転資金
貸出金額	限度の定めなし
貸出期間 (据置期間)	(1) 設備資金20年(据置期間3年)以内 (2) 運転資金10年(据置期間3年)以内
貸出利率	商工中金所定の利率

## 3. 預金・債券顧客に対する便宜措置の実施

通帳などを喪失した場合においても、本人確認のうえ預金等の払戻しに応ずる等の便宜措置を実施します。